

「吉田寮生の安全確保についての基本方針」の実施状況について

本学は平成 29 年 12 月 19 日に「吉田寮生の安全確保についての基本方針」（以下「基本方針」という。）を決定し公表した。吉田寮に入舎している全学生の退去期限である本年 9 月末日まで 1 ヶ月余りとなるとともに、厚生補導担当副学長（以下「副学長」という。）と吉田寮自治会（以下「自治会」という。）代表者との話し合いも行われているこの時期に、基本方針決定に至る経緯とその内容を再確認しつつ、現在までの実施状況を示しておきたい。（基本方針とそれに関連した本学の文書については、末尾の URL を参照のこと。）

I 基本方針決定・公表までの主な経緯

・新棟の新築と旧食堂棟の改修まで

吉田寮現棟の老朽化問題は既に長い歴史を有する。本学は平成 21 年に「吉田南最南部地区整備基本方針（案）」に基づき、現棟の老朽化問題の解決を図った。同案では、収容定員増加のための新棟新築と現棟の建て替えを前提としていたが、現棟について自治会は補修を強く主張し譲らなかった。その結果、現棟の老朽化対策については根本的な解決には至らず、本学は、止む無く平成 24 年 9 月に、現在の新棟の新築と旧食堂棟の改修のみを行うこととした。

・「団交」形態による話し合い

この経緯において確認しておくべきことは、本学と自治会との話し合いが、数十年の間、自治会は出席者を寮生や本学学生に限定することを拒絶し、それ以外の「関係者」「当事者」と称する者を含めた多数の者を出席させ、しかもその出席者の誰も氏名や身分を明らかにすることなく、代表者が誰であるかも明示せず、また終了時間を事前に設定することも拒否するという、いわゆる「団交」形態で行われてきたことである。

この「団交」は、衆をたのんだ有形無形の圧力の下、時には翌朝まで 12 時間以上に及ぶこともあって、「話し合い」とはかけ離れた異常なものと言っても過言ではない。この「団交」においては、歴代の学生部長あるいは副学長が時によっては半ば強制されて自治会が用意した「確約書」に署名することもあった。かくて、その「確約書」は本学の正式な機関決定を経て署名されたものではなく、また上記のように異常な「団交」の結果として署名されたものであり、このような過去の「確約書」の内容に本学が拘束されることはない。

・器物損壊及び落書の問題

平成 27 年 3 月に新棟が竣工し、旧食堂棟の改修も完了した。ところが、自治会への鍵の

受渡日である同年 3 月 9 日に新棟内の器物損壊が、その翌日に旧食堂棟内への多数の見逃ごせない落書が発覚した。これらの行為について、本学は何度も自治会に説明を求め続けたが、自治会は従来どおりの「団交」を要求するだけで何らの回答をしないまま、同年 7 月を迎えた（現時点でも、その状況に変わりはない）。

・最初の入寮募集停止要請と任期途中での副学長の辞任

本学は、現棟の危険性をもはや放置できないこと、並びに福利厚生施設である寄宿舎への器物損壊及び落書問題に係る経緯・対応状況から自治会は現棟の老朽化対策を本気で企図しているとは見なしえないことから、平成 27 年 7 月 28 日に自治会に対して秋季入寮募集を行わないよう要請した。ところがその翌日、自治会や「関係者」と称する多数が入寮募集停止要請の撤回を主張して本学の本部棟に押しかけ、役職員が約 5 時間の間、建物に封じられる状態となった。こうした経緯の中で、当時の副学長は「団交」形態での話し合いを強要され続け、体調を損ね、9 月に辞任を余儀なくされた。

・「少人数による話し合い」提起と自治会による入寮募集の強行

平成 27 年 11 月に任命された後任の副学長は、以上の経緯から、「団交」形態では話し合わない旨を平成 28 年 3 月に自治会に対して通告した。同時に、10 名以内の寮生が氏名・所属身分・役職を明らかにして出席し、あらかじめ決めた双方の代表者が主導する 2 時間以内の話し合いならば応じることも明らかにした。しかし、自治会はこの「少人数による話し合い」形態を受け入れず、従来からの「団交」形態を主張し続けたため、未決であった現棟の老朽化問題についての建設的な成果は得られないままであった。

そのような中、本学は平成 27 年 7 月に続き、28 年 2 月と 7 月、29 年 2 月と 8 月の計 5 回、自治会に対して新規の入寮募集を行わないよう要請を行った。しかし、自治会は毎回、これを無視して入寮募集を強行し続けた。その結果、最初の入寮募集停止要請の時点で約 180 人であった寮生は、平成 29 年 11 月には収容定員を大幅に上回る 272 人にまで増え続けることとなった。

II 基本方針の再確認

・基本方針の決定

以上の経緯から、本学は平成 29 年 12 月 19 日に役員会において基本方針を決定し公表した。自治会が、危険性を認識していると言いながらも入寮者を増やし続けたこと、また、「団交」形態での話し合いの要求を繰り返すのみであったことなどから、学生の安全を確保するという管理責任を負う本学による懸念課題のこれ以上の先送りは、その運営や活動に社会的責任を強く求められている国立大学法人としての最低限の責務さえ放棄していることになり社会的に到底許されるものではないと判断し、基本方針を自らの責任において決定し

た。

・廃寮ではないこと及び老朽化対応措置中の代替宿舎を提供すること

吉田寮の「廃寮」は本学の基本方針にはない。現棟の老朽化対策を具体的にどのような方法で行うかについては検討中ながら、現棟の老朽化対策と「収容定員の増加」とを両立させる方向性を基本方針第 4 項で明らかにしている。

また、基本方針第 3 項では、本学は現在までの寄宿料月額 400 円と同額の負担で退去する寮生に代替宿舎（本学が斡旋する物件の中から寮生が選択する民間アパートなど）を用意するとしており、基本方針を「生命の安全を蔑ろにする」「一方的な退去命令」などと解するのは筋違いである。なお、代替宿舎での光熱水費については居住者の負担とすることとしているが、私的に使用した光熱水費を使用者が負担するのは当然のことだからである。

・非正規生の取り扱い

聴講生や科目等履修生等のいわゆる非正規生について、自治会はこれまで正規生と同じ扱いとしてきたようだが、基本方針第 3 項では、非正規生には代替宿舎を提供しないことを原則としている。これは、正規生と非正規生とでは学修における便益と費用負担の扱いがそもそも異なっており、代替宿舎を提供するための本学の財政的負担の観点からも、妥当な取り扱いと考えてのことである。

ただし、基本方針公表後の実際の運用に際しては、基本方針公表前に吉田寮に入寮していた非正規生については、修学上の必要性が確認された場合には例外的に代替宿舎を提供するなど柔軟に対応している。

・新棟からの退去

基本方針第 2 項では、現棟からだけでなく新棟からもすべての寮生が退去することとしている。これは自治会が本学に毎月提出してきた寮生名簿では、どの寮生がどの棟に居住しているのかを明らかにしてこなかったこと、また、本学が寮に立ち入って現認することができない状況にあったことに基づくものである。本年 3 月になって、自治会は新棟に居住する寮生を記した寮生名簿を提出した。しかし、以下に述べるように自治会が提出してきた寮生名簿には信頼がおけないだけでなく、いずれかの時点で入寮者に両棟間の移動があっても本学としてそれを把握・確認する方法がない現在の施設管理状況の下では、すべての寮生の安全確保にとって、すべての寮生の退去は必要不可欠な措置である。

Ⅲ 基本方針公表後の状況

・基本方針公表直後の自治会の動き

以上の基本方針を公表した翌日の平成 29 年 12 月 20 日午後 2 時に、自治会や「関係者」

と思われる30人ほどが教育推進・学生支援部厚生課窓口には押しかけ、基本方針の撤回などを繰り返し強く主張し、午後9時までの7時間の間、他の業務が行えないほどに職員を拘束した。なお、同様の行為はその後現在まで、何度も繰り返されていることも付言しておく。

・代替宿舎斡旋の実施

本学は、基本方針決定後ただちに、平成29年12月に自治会が提出した寮生名簿(272人)に名前のある寮生及びその保護者に対して、基本方針の決定を通知した。その後、本年1月から3月にかけて、上記名簿に記載されている個々の寮生に対して代替宿舎の斡旋希望の有無を調査した。

本年4月以降、斡旋の要件を充たし、かつ、それを希望する寮生(150人)に対して順次斡旋を実施している。本年8月27日現在で、転居まで完了した者は82人(引越費用は本学が負担)、転居物件の申し込みをした者が30人、そして、調査で斡旋を希望しながら手続が未完了の者が38人となっている。現時点で何らの回答もしていない寮生の数は40人ほどとなっている。

・平成30年春の新規入寮募集の強行

自治会は、代替宿舎の斡旋希望調査を実施中であった本年2月に、厚生課窓口には押しかけて春の入寮募集の実施を宣言し、自らのホームページへの掲載や入寮募集のパンフレットの配布を行った。これは自治会が現棟の危険性を真剣に捉えていないことをあらためて示した無責任な行為であると言わざるをえず、誠に遺憾である。同時に、相当数の寮生が基本方針に従い代替宿舎の斡旋希望を表明している状況のなかで、「自治会」名によって入寮募集が行われたことは、その行為が真に吉田寮生の総意に基づくものかどうか疑念を抱かせるものでもあった。

・自治会名簿の信頼性の欠如

代替宿舎の斡旋を進める過程で、自治会の提出した寮生名簿には既に退寮し在寮していない学生や、逆に、在寮しているのに名簿に載っていない学生が相当数いることが判明した。誰が寮生であるのかという最も基本的な実態の把握が十分になされていなかったという事実は、自治会の「自治」・「管理」能力を強く疑わせるものである。

・寄宿料の個別納入と自治会の供託

寄宿料400円を本学に納入する義務を負っているのは個々の寮生である。本年3月までは、自治会が寄宿料を個々の寮生から集め、それを一括して本学に納入してきた。しかし、基本方針とそれに至る経緯からすれば、本学と個々の寮生や自治会との関係は変わらざるをえない。そこで、本年4月からは、すでに代替宿舎に転居した者がいることもあり、個々の寮生が個別に寄宿料を納入することとし、その旨を個々の寮生と自治会に対して通知し

ている。その結果、本年 8 月 27 日現在、個別に寄宿料を納入している寮生は 81 人となっている。

以上の理由から、本学は本年 4 月以降自治会からの一括納入を受け取ることはしていないが、自治会は自らの名簿に基づく寮生の人数分の寄宿料を京都地方法務局に供託した模様である。その趣旨は明らかではないが、本学は、その供託は個々の寮生による寄宿料納入と見なせるものではないこと、したがって個々の寮生の寄宿料個別納入の義務は消滅しないことを、個々の寮生と自治会に対して通知してきた。

しかし、依然として寄宿料の未納者が多いため、本学は、本年 6 月以降、寄宿料を納入しない者は吉田寮を退寮したものとして取り扱われることや、代替宿舎の斡旋対象ではなくなることを、未納者に対し、個別に通知してきた。寄宿料を納入しない者に本学の福利厚生施設である寄宿舎や代替施設を提供することはできないからである。なお、本学は、本年 8 月には、自治会が一括納入のために寮生からいったん集めた寄宿料を個々の寮生に返還するよう、自治会に対して要請を行い、また、その旨を個々の寮生にも通知している。

・自治会との話し合いの実施

そのような中で、自治会は本年 6 月末に、その 2 年以上前から本学が提起し続けてきた「少人数での話し合い」の形態を受け入れた上での副学長との話し合いの実施を希望してきた。7 月 13 日にこの話し合いが、自治会側からは寮生 10 名、本学側からは副学長など 7 名が出席して実施された。

この場では、自治会が提起した内容だけを話題としたが、その主要な点は現棟の老朽化対策の方法であった。副学長は、自治会の提案を一つの意見として検討するとし、同時に、本学の老朽化対策の実施は自治会との合意を前提としない旨を明言した。

なお、この話し合いの冒頭、自治会が無断で動画撮影を行ったため、信頼関係を裏切るようなその行為に対して副学長は厳重に注意をした。また、副学長は、平成 27 年から本学が現棟の危険性を指摘して入寮募集の停止を要請し続けてきたにもかかわらず自治会がそれを無視して入寮者を増やし続けたこと、さらには基本方針にも反して本年 2 月にも入寮募集を強行したこと、またこれらがどれほど無責任で許されない行為なのかについて自治会があまりに無自覚であることに対して、強く反省を求めた。

・今後の基本方針の実施と自治会との話し合い

自治会との 2 回目の話し合いが 8 月末に予定されている。しかし、話し合いを継続することによって、「平成 30 年 9 月末日までに、現在吉田寮に入舎しているすべての学生は退舎しなければならない。」という基本方針第 2 項とそれに基づく取り扱いが変わるものではない。この点は自治会と個々の寮生に対して通知している。

本学は、吉田寮生の安全確保のため、基本方針に沿って必要な措置を今後も進めてゆく。吉田寮にまだ居住するすべての学生諸君が、本年 9 月末を待つことなく出来る限り早急に

代替宿舎に転居するよう、あらためて促したい。

参考：

基本方針、その後の説明や FAQ については以下を参照のこと

http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/events_news/office/kyoiku-suishin-gakusei-shien/kosei/news/2017/171219_1.html

平成 30 年 8 月 28 日

厚生補導担当副学長 川添 信介